

議会運営委員会

日 時 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 (金) 午前 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 議会基本条例の見直しについて

(1) 検討スケジュール

(2) 見直しの検討

2 その他

● 議会基本条例 見直し検討スケジュール(案)

時期	内容
6月27日 全協終了後	○ 今後のスケジュール確認 ○ 検討項目一覧に基づき、項目ごとに検討開始 ・第1章 総則(第1条・第2条) ・第2章 議会及び議員の活動原則(第3条 - 第5条)
7月 日	○ 検討項目一覧に基づき、項目ごとに検討 ・第3章 市民と議会の関係(第6条・第7条) ・第4章 議会と市長等の関係(第8条 - 第10条の2) ・第5章 議会の機能の強化(第11条・第12条)
7月 日	○ 検討項目一覧に基づき、項目ごとに検討 ・第6章 議会の運営(第13条 - 第18条) ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等(第19条 - 第22条) ・第8章 最高規範性に見直し手続(第23条・第24条) ・その他追加事項
8月 日	○ 検討結果一覧の確認 (必要に応じて広報広聴会議からの報告・検討) ○ 改正案の検討 ○ 運用基準の見直し協議
9月 1日 (招集告示日) 又は 9月18日 (一般質問)	○ 改正案骨子の確認 ○ 運用基準の確認
10月1日 (閉会2日前)	○ 議案の確認 ○ 発議者の協議 ○ 提案理由説明の協議
10月3日 (本会議)	[本会議] 議案提案・提案理由説明・議案採決

その他：関係例規・申し合わせ等の整理

亀岡市議会基本条例：検討項目一覧

現行規定	検討事項等
第1章 総則（第1条・第2条）	
（目的） 第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	
（議会の役割） 第2条 議会は、市民の代表で構成する<u>市の意思決定機関</u>であり、議決の責任を負う。 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。	< 検討事項 > ○ 議会は、単に市の意思決定を行う機関ではなく、議案等の審議や審査を行い、最終的に意思決定を行う合議制の議事機関であることから、その特性を示す「議事機関」とすべき。 憲法第93条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、<u>その議事機関として議会を設置する。</u>」 過去の議員研修において指摘、議会改革推進特別委員からの意見あり。 < 改正案 > <u>市の意思決定を行う議事機関</u>
	< 検討結果 >
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条 - 第5条）	
（議会の活動原則） 第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。 (4) 市政への市民参加を推進すること。 (5) <u>市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。</u>	< 検討事項 > ○ 第5号中「市長等及び議員が対論する場となるよう努めること」について、わかりにくい。（公明党） ○ 第5号は、議員が市民と交流・意見交換し、市長等と相対して議論できるような場となるよう、議会は努めることを趣旨としているが、議会は市長等と対論するばかりではない。<u>議会は、市民意見を反映し、市長等との議論を通じて、より良い施策の実現につながるよう努めるべきこと（合意形成・政策形成）を趣旨としてはどうか。</u> < 改正案 > <u>(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努めること。</u>
	< 検討結果 >

(議員の活動原則) 第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	
(会派) 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、<u>活動する。</u>	< 検討事項 > ○「活動する」の趣旨が不明確であり、会派の総合的な役割・機能を明記すべき。 会派の果たすべき役割（例） 議員の活動（第4条に規定する活動）を支援すること。 議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究に努めること。 必要に応じて会派間で調整を行い<u>合意形成に努め</u>、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。 < 改正案 > <u>3 会派は、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。(1) (2)...</u> 又は <u>3 会派は、その活動において、議員の活動を支援し、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。</u> < 検討結果 >